【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権限は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）